

第三十七回 参議院商工委員会會議錄第四号

(五三)

昭和三十五年十二月二十一日(水曜日)
午前十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 柳木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君

委員 赤間 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
山本 利壽君
阿部 竹松君
近藤 信一君
樺 繁夫君
吉田 法晴君

國務大臣 迫水 久常君

政府委員 經濟企画庁 中野 正一君
調整局長 始関 伊平君
通商産業 政務次官 小山 雄二君
中小企業庁長官 小田 橋貞寿君
事務局側 常任委員 小田 橋貞寿君
専門員

本日の會議に付した案件
○海外經濟協力基金法案(内閣送付、)

提出、衆議院送付)
○請願の審査に関する件
○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

理事会の申し合わせにより、本日は、まず、海外經濟協力基金法案について審議を行ない、次いで、昨日衆議院から送付されました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の審議を行ないます。

それでは、まず、海外經濟協力基金法案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○井川伊平君 資金関係につきましてちよっと伺いたしますが、法案の第四條の一項の、この五十億のうちには未投融資の現金というものは全然含まれていないんですか。
○國務大臣(迫水久常君) ちよっとわからぬんですが……

○井川伊平君 法案の第四條一項の一号ですね、これに規定してある「資産の金額五十億円」というものの中に、未投融資の現金というものは全然含まれていないんですか。

○政府委員(中野正一君) 現在、日本輸出入銀行に東南アジア開發協力基金といたしまして五十億の金が積んでございまして、これは資金運用部に全部預けて運用しておるわけでございす。だから、全部現金でございす。

○井川伊平君 そうすると、第二号の「承継した資産に相当する金額」、これも現金ですか。

○政府委員(中野正一君) 十月末現在運用益が三億七千五百万円ございす。これも全部現金でございす。

○井川伊平君 この基金も、将来におきましては、金融機関からの金融を受けまして投融資の方に向けるという計画があるわけですか。

○政府委員(中野正一君) 本基金の性格上、全額政府出資でやりたい。と申しますのは、輸出入銀行よりも貸付の期間も長くなりますし、それから、貸付の利率も輸出入銀行より幾分安くしたいと、長期低利の金を貸したいと、こういうことで、ほかから、たとえば資金運用部あたりから資金の融資を受けてまた貸すということになりますと、どうしても利子が高くなるわけでありす。そういうことで、さしたるものでは今の五十三億七千五百万円程度のもので出資いたしますが、来年度につきましては、さらに予算で少なくとももう五十億ぐらいは追加出資をしてもらうというところで、この基金の運用をすべき金は、全額、今後金が足りなくなればまた政府からさらに予算で出資をしてもらう、こういう考え方でございす。

○井川伊平君 低利で貸し付けるといふ意味は、国内の金利に比べての話であるか、あるいは、同じ地方に對する各国の投融資をしておる金利に比べての話でありますか。かつ、どのくらいの率になりますか。

○政府委員(中野正一君) これは、一つには輸出入銀行の貸し出しの金利でございすね、これをまず参考にしたします。また、投資先における競争国でございすね、そういう国の国際的な金利、そういうものを勘案して決定したい。現在のところではまだきめておりませんが、輸出入銀行が大体このいう投資金融等につきましては四分五厘以上という規定になっておりますので、大体四分程度を基準にして考えていきたいと思つております。

○井川伊平君 それは、よその第三国が貸しておる金利に比べて同額、あるいは低利、あるいは高利、そういう関係はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) 各国の貸し出しのいろいろこれに似たような機関もございすますが、それぞれ違つておりますが、今私が申し上げました程度であれば、各国の金利に比べてそう高いということはないのじゃないかと考えております。

○井川伊平君 了解しました。

○川上為治君 私、一点だけ御質問したいと思うのですが、第二十條の第三号に「開發事業の試験的実施のために必要な資金を貸し付ける」ということになっておりますが、(業務の範圍)のところですね。第二十一條によりまして、その第二号には「その達成が確實であると認める場合」と、こういうことになつておるわけですが、どうも試験的な段階におきましては、はたしてその事業が達成されるかどうかかわらないというような場合が往々にしてあるんですが、この第二十條の第三号と第二十一條の二號の關係はどういうことになつておるのでしょうか。どうもこの辺よくわからない点がありますから、その点を一つ御質問したいと思ひます。

○政府委員(中野正一君) 御指摘のようには、開發事業の試験的実施のために必要な金も貸し付けることはできるわけでありす。第二十一條でそれがさらに貸し付ける場合の條件が書いてございまして、その事業計画の内容が適切でその達成が確實であるということと、試験的実施ということの点だけをとりまして、その内容がよくて、それが達成が確實であるというふうな考えれば貸し付けができるというふうな解釈しております。

○川上為治君 そうしますと、第二十一條の第二号の「その達成が確實であると認める場合」というのは、これは試験的な実施の問題については、その試験的な実施が達成が確實であるというふうな解釈するわけですね。

○政府委員(中野正一君) そういうふうに解釈しております。

○栗山良夫君 実は私この基金の問題につきまして前の委員会でも局長と若干の質疑応答をしたのですが、たまたま、長官が御出席でなかつたために、政府としてのいわけのこの構想に對する御所信を伺うことが実はできなかったものでありますから、質問を若干保留して

いたのですが、その点について一、二重複する点があるかもしれませんが、ごく簡単に尋ねたいのですが、私がお尋ねいたします点は、一番重要なことは、今国民の中で、この法案がこの春の国会に提出されて流産になっておりますが、アメリカのドル防衛の問題が起きてきてから同じ構想で出されておるわけですが、それについて国内の一部でありますか、その程度はよくわかりませんが、とにかくアメリカが海外経済協力についてだいたいしぼるを得ない。従ってその肩がわりを日本がさせられるのではないかと。そういう疑惑を持っておる向きもあるのです、その点について長官に国民の理解し得るようなものをお考えがあれば、伺いたいと思います。

○国務大臣(迫水久常君) アメリカのドル防衛の措置の中に、アメリカの海外経済協力を先進国に肩がわりしてもらうというようなことがありますが、これは事実であります、具体的にわが国に対してこういうことを肩がわりしてほしいというのを要請された事実はまだございません。それで、昨日も総理大臣が予算委員会で御答弁に相なりましたが、同じような御質問に御答弁に相なりましたが、アメリカから要請してきた場合には、それが日本の国として、そういう後進国を援助すること、が適当であるかどうか、これがその国のためにもなり、また日本のためにもなる、そういう独自の判断をして経済協力をしたい、こう思うという、ことを総理大臣は答弁をしておられますし、私たちもみなそういう考え方でございます。

○栗山良夫君 そうすると、現在のところ、まだアメリカから特段の話はないが、将来あり得るかもしれないということですね。

○国務大臣(迫水久常君) 将来の問題はわかりませんが、あり得るかもしれない、こう思っております。

○栗山良夫君 そういふことがあるものですか、私はこの法案の業務の問題につきまして、資金を投入するの四つばかりの例が掲げてありますが、その四つのウェイトはどの程度のものであろうかというのを質問をしたわけですが、ところが、まだ明確なものはない、答える段階にないという御答弁でありましたから、そこで私は次のように重ねて質問をしたのです。この種の法律を進めてきて、現に輸銀が若干の仕事をしていて、そしてだんだんと輸銀が輸銀本来の業務では処理しきれない新しい要請がどんどん出てきている。それを始末するためにこの基金法案を作り、基金を設けなければならぬ、こういう工合に、過去の仕事の実績の積み上げがこういうものを要請してきたのかどうか。そういうことであれば、この業務の内容、その業務の内容に対する資金の予定ですね、そういうものがおのずからはつきりしてくるのではないかと、こういう尋ね方をしたのですが、それについてはどうも明確ではない。積み上げであるようでもあるし、またある一つの理想を持って海外経済協力に依りよう、こういう構想のようでもある。従ってそこがどうも明確でない。そうすると、五十億という基金がはたして十分であるかどうか。さらに今、来年度に五十億くらいほしいという話がありましたが、そういう五十億、五十億というような金

がはたして適切であるかどうか、こういうことも見当がわからない。それは一体どちらであるかということをお尋ねしたわけですが、

○国務大臣(迫水久常君) 輸出入銀行の当初の構想というものは、要するに銀行でありまして、それは必ずしもそうではないが、大体一般の銀行という名前前で呼ばれている機関と同じような経営方針である、こういう考え方だ、たと思ひます。ところが実際問題としては、たとえば担保の問題であるとか、あるいはあまりにも長期になる、ことに試験のために出資するというようなことについては、これは金融機関としては対象にならない。こういうようなものが出てきまして、世界的にいふまでも、世界銀行ではまかない切れな部分があるというので第二世銀というものが考えられると同じように、難解な言い方ですけども、同じような一つの考え方から、今度の基金というものを設定しようと考えたのであります。きょうお手元に差し上げましたような資料でも明らかであります。うなものが現在ある。しかもそれは輸出入銀行ではどうもまかない切れな、こういうものを一つ対象にして考えてみようじゃないかというの、この基金の構想だと思ひます。五十億の金では当初から不足がちである、こう思ひましたので、来年度の予算でさらに五十億を要求したしているのは御承知の通りであります。

○栗山良夫君 今いただいた表の五十億の資金の対象となっている金というものは主としてどれに当たるのですか。この資料の百六億三千三百万円というのですか。

○政府委員(中野正一君) さようでございませう。

○栗山良夫君 これが信すべきものであるとすれば、この前の局長の答弁が少し明確さを欠いたので、私はこれをお尋ねしたわけですが、五十億とおっしゃるが、実際に所要の裏づけがあるわけですかという私の質問に対して、一、二の例は質疑応答の中で出てきたが、縮めくりはなかった。そういうことであれば、私もわからぬでもないのです。そこで問題はきのうの外務委員会との連合審査のときに永野委員からいろいろお話がありまして、こういう基金というものは、その運用についてあまり取り扱いが厳格であればやはり効用を失するのではないかと、国々の批判的になりやしないか、その調整をどうするんだというお話がありました。私も実はその点について前回は質問を保留しておるわけですが、日本人の性質からいって、ゆるめ過ぎる方の問題は、あまり法律でゆるめておかないと、ゆるめ過ぎる方のことは特長として自由に伸びていく。ところが、縮める方はなかなかこれはできない。そこで縮める方についてのやり原則というものがなければならぬ、と思う。これはリスクを相当伴うものであるからということ前置きにして御説明がありましたが、少なくとも国会における答弁としては、国家資金を使うわけでありまして、融資をして後進国の開発をするということについては、だれも異議はないでしょうが、その場合に、その融資をいたしました金がほとんど有効に利用されるとい

うのですか。

うことでなければならぬ。そこに非常な効率の悪い、あるいは不当な難事項が出るということになれば、これは国民が期待するところではありせんから、その点は、やはりリスクが出るだろうというところはあくまでも例外的なことであつて、リスクが出ないということを前提条件にして説明がなければならぬし、法案の作成も必要である。また、ここにあります業務方法書等の内容においてもそういうことでなければならぬと思う。業務方法書の内容においてもそういうことでなければならぬ。私はそういう工合に考えるのですが、この点いかがですか、もの考え方の問題ですが。

○国務大臣(迫水久常君) ただいまの御質問はきわめて重要な点だと思ひます。ただ、私の率直な感じからいいますと、ゆるめる方は楽にゆるむけれども、縮める方はどうもゆるむではない、この基金がやはり銀行らしく、ひどく幼稚になりはしないかという心配の方が私としては実は強い。うな感じがしておるのですが、結局そのことは、この基金を円満に、ほんとうの目的にかなったように運営するのは、これからの理事者の高等円満なる常識に待つ以外にないのですが、業務の執行方法としては、原則としては担保を結局とらせるようにしていき、まあその担保というものが、銀行のいわゆる担保というのではなしに、輸出入銀行に規定しているような担保よりはもう少しゆるいものであるかもしれない、とらえるような方法に指導したい、こう思っております。その担保の内容というのは、あるいは先方の中央銀行

の保証でありますか、そういうようなものも考えられると思ひますけれども、お話の通りルールにならないように、何といひますか、一種の利権屋さんのえじきにならないようにするといふことは最も氣をつけなければならぬことだと考へております。

○栗山良夫君 今の担保主義で、この融資資金の保全をはかつていくといふことが原則になるということであらう、私の意見と大体同じでありますから、いいわけでありますが、その担保をとっていくといふのは、一般の融資資金と、それから社債ですね、この二つについてだろと思ひますがね。実際の投資の場合はどうなりますか。

○國務大臣(迫水久常君) 投資の場合といふのは、従つてこれを発行する場合には、きつめて慎重にやるべきだと思ひております。おそらく理事者はそういうことを十分心得てやると思ひますが、これは出資をするわけですから、向うの中央銀行なり何なりがこれを保証しろといふことも無理だと思ひます。従つて、出資したその先の財産

それ自身が担保になるという、當然これは担保といひますか、その財産の持ち分権を持つわけですから、これはだから出資のときと融資のときとは、理事者が取り扱ひをよほどしつかり考へてもらなければならぬと、こう思ひております。結局この基金の理事者といふものが、何といひますか、利権的でない、しつかりした人を選ぶといふことが、非常に高等円満な常識の持ち主を選ぶといふことが、実はそこがむずかしいと考へている次第です。

○栗山良夫君 これは將來のことだか

ら、未確定といへば未確定ですが、あなた方がよく常識的に考へられて、ある一つの事業を起す、それに援助するといふような場合には、投資の場合ですね、投資した、全資本金のうちこの基金で負担する分は過半数に及ぶか、あるいは資本金の一部にとどまるか、その辺の構想はどうでしょう。

○國務大臣(迫水久常君) 実はそういう御質問に対する答弁をいたすだけの用意がない、と言つては語弊がありませんが、ちよつと先のことで、具体的な事例にぶつかつてみなければならぬので、原則として過半数でなければならぬと考へておられます。一部である場合も十分あり得る。そのところ

原則として過半数でなければならぬといふふうなきめられることも今度は非常にきつちない格好になつてくると思ひのでありまして、具体的事例にぶつかつたときに、さつきから同じ言葉が繰り返しますが、高等円満な常識で解決するよりほかに思ひます。

○栗山良夫君 私が申し上げました常識的という言葉は、過半数を占めなければ投資をしないとか、そういう方針でなくて、現実に後進国にはドルがないのであります。それを日本円でもつてカバーしてやる。そういう場合には、一つの事業を起すことで日本に頼つてくる。そうすれば自然に過半数になり得るじゃないか。ならざれば事業といふものが起さないじゃないか、こういう考へ方を私は持つものでずから、それについての考へ方を伺つて

○國務大臣(迫水久常君) それはきわめてごもつともな御想像と言つては語

弊があるけれども、想定だと思ひます。私もそういう場合の方が多いのじゃないかと思ひます。

○栗山良夫君 そこで、この基金の理事者の良識ある誠実な運営を期待する、こうおっしゃつたのですが、それはあくまでも基金の理事者の経営手腕の問題であります、私はそういうこと

とでなくて、国としてこういう踏み切つた基金を導入するということになれば、やはり規定上明確にしておかなければならぬ問題が一つあると思ひます。それはなぜかと申しますと、たとへば最近アメリカから日本国内に

して相当投資が行なわれておりますが、あるいは半分近いところまでいつてゐるものもあります。半分をこえていくかどうかは知りませんが、とにかく半分くらいのところまでいつてゐる。そういうことに對しましては、アメリカの資本は日本国内に、日米共同

経営のものにきまつては必ず経営参加しております、アメリカはそれは経営参加という意味は、私はここで話し申しませんが、役員をちゃんと送り込んでゐる。そういうことは善意において行なうといふことが、やはり積極的に打ち出されていらないと困りやしないかと私は思ひます。この点いかがですか。

○政府委員(中野正一君) 本基金の対

象となり得る開業事業が、どういふふうな形で行なわれるかと一応考へてみますと、向こう側ももちろん希望があるわけですが、その場合には、たとへばこちらでその事業に参加する国内の業者の主体といふものがあるわけでごさいます。普通の場合、この基金は直接にその外地の会社に金

を貸すといふことでなくて、こちらから向こうへ進出して、向こうで経営参加をして、あるいは合弁会社を作つて、あるいは資金の貸付といふような形で向こうの人と一緒に仕事をする、

こういう形になつていくわけでごさいます。この基金は、大体原則としてやはり本邦の法人、会社に金を貸す、その会社が金を借りたものを向こうに出資するなり、あるいは融資をする、

それから向こうで場合によつては経営に参加する、こういう形じゃないか。従いまして、出資の場合も、普通の場合には国内にできる、あるいは今までのからあります既存の向こうへ出ていくといふ会社に融資をし、あるいは

場合によつては、どうしてもその金が長期に渡るもので、融資じゃ工合が悪いといふような場合にはそれに融資をする。その出資をされた国内の会社が向こうへ進出したしまして、あるいは融資、あるいは向こうの会社に経営参加する、こういうような形になつてくるんじゃないかといふふうに考へます。それが普通の場合じゃないかと考へております。

○栗山良夫君 そうしますと、今の相

手国の政府機関あるいは相手国の民間に對して、この基金の立場からしますと、間接融資であり間接投資になるわけですね。日本の民間企業が、相手国なり相手の民間企業と提携して、融資したり、あるいは投資したりすることについて、その資金をこの基金から日本に業者に投資する、こういう間接投資、そうすると向こうで法人ができた。その場合にその法人の株式といふか、証券といふものは、基金が直接持たないで、日本の融資なり、投資

を受けた日本の法人がそれを持つ、こういうことになるんですか。

○政府委員(中野正一君) 普通の場合には大体そういう形をとることが多いんじゃないかといふふうに考へております。しかし現地の法人に、日本人と向こうの現地の法人、それに直接貸して、あるいは出資してくれ、あるいは日本人が入らない場合も考えられるわけですが、例外としてそういうこともケースとして出て参るんじゃないかといふふうに考へております。

○栗山良夫君 経済問題についてはなかなかアメリカ人はシビリアですが、しかし日本人といへども、事経済に関する限りはあまり放漫であつてはいかぬと思ひます。運用は幅があり、誠意があつて、向こうと感情的にきつめて円満な状態で進んでいくといふことは私は必要だと思ひます。しかし少なくとも運営の基本になる点については、私はシビリアでなければいかぬと思ひます。ところが、今のお話だと、どうもはつきりしないんですが、どうですか。日本の財政資金を投入する場合に、融資の場合はいいですが、今担保物件としてとつておつたから、これは私は了解しますが、投資の場合には、基金が直接投資する場合に、基金の方から経営参加を求める、それから民間がやる場合には、民間が基金をとにかく使つただけははつきりしているんだから、間接であらうと

だから相手の法人なり、国家企業に對して経営参加を求める、そういうことははつきりしておかなければいけないんじゃないですか。それがいられない

ければ、私は先ほど、誤解が生ずるといけませんから、後進国の諸君が、日本の国会の論議を通じて誤解があつちやいけない。私はそういう意味で申しているのじゃない。運用はきわめて好意的に、後進国の開発が一日も早く、一日も幅広く進められることに私は異議ない。異議ないが、事金に關することだから、その点を厳格にしておかないといふと、かえってそれが將來紛争を招くものになりはしないか。われわれ個人間でも、仲のいいとき金銭の借り貸しをやるが、必ずこれが両者の間の疎遠のもとを作るから、友人間においてなるべく金銭の借り貸しをしない方がいいといふのが社会常識です。それと同じような考え方になりはしないかといふことです。

○國務大臣(迫水久常君) ただいま中野調整局長から御返事申し上げました通り、これも想像なんですけれども、大体の場合は、日本の商社あるいは法人等がうちのこの基金の対象になる。いわゆる栗山さんのおっしゃった間接といひますか、出資の場合といふものを考へてみると、日本の商社に出資して、さらにそれから間接に出資するといふ場合はあるかもしれませんが、けれども、どうもやはり直接の場合があり得るのじゃないかと思ひます。そういうような場合には、当然それを、ただ金を出して放しでいるといふことでなしに、重役を出すとか何とかといふことは、これはもう考へてくることで、また、そうしなければいけないんじゃないか、そうする方針で一つ指導したいと思ひます。

○栗山良夫君 そのことはまあ方針が大体明らかになつたから、こゝで

すが、少なくともこの基金法案はそのことは入つてない。一番重要な点です。今この法案をどうしても、もう衆議院も通つておりますし、參議院も明日までですから、このままで、本委員会の審議を終わつて本会議で可決決定を願ふといふことになる。とすれば、もうあとやること、方法は、長官の責任ある言明として、業務方法書といふものがまだできてないのです。業務方法書の中に明確にその点はしていただくといふ約束ができるかどうかといふことです。

○國務大臣(迫水久常君) 私まだ勉強が少し足りなくて、業務方法書といふものがどんな格好のものになるかといふことも、意見を必ずしも持ちませんけれども、御趣旨の点はきわめてごもっともでございますから、私は全力をあげて業務方法書の中にそういうものをちゃんと盛り込むように努力をし、御期待に沿ひたいと思ひます。

○栗山良夫君 答弁は私は満足しますが、委員長にちよつとお諮りを願ひたいのですが、この議案の十一ページに、(業務方法書)といふのが第二十二條にありまして、そこに「基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。」第二項として「前項の業務方法書には、資金の貸付の方法、利率及び期限、出資の方法、元利金の回収の方法並びに事務の委託の要領等を記載しなければならぬ。」、こういう工合に書いてあります。ですから、今業務方法書の内容がどういふものか、まだよく検討してないとおつしやいましたが、これにこ

ういふものが入ることだけははっきりしているんですよ。ですから、私が今業務方法書の中で、そういう点は明確にしてもらいたいと言つたことは、このことなんです。これで十分でございまして私は思ひます。

○國務大臣(迫水久常君) 御趣旨の点、きわめてごもっともでありますから、先ほど申し上げましたようにこの業務方法書を確認する場合、十分氣をつけて、御期待に沿ふようにいたします。

○岸田幸雄君 関連。今長官はこの基金の投資並びに出資の場合の資金の回収の確保を十分固くするために、また一連の利権屋の食いものにならないように、こういう方法を講ずるとおつしやっておりますが、その出資の場合には、今もお話がありましたように、担保をとるわけにもいかぬということになれば、経営参加の形において、まあ日本側からあるいは基金の方を代表する人を役員に入れる程度の方法で出資をする、こういう意味でございしますか。

○國務大臣(迫水久常君) まあ具体的の場合が起つてこないとなかなかはつきりした御返事はできないのですけれども、まあ、たとえばそういうこと、少なくともそういう点については考へなければならぬ。もう少し、もっと担保を、何といひますか、はつきりした確保する方法があり得るなら、その場合はそれを考へることもちろんでありますが、少なくともそういう程度のこととは考へるべきではないかといふことでございします。

○岸田幸雄君 その相手の国の、それはまあ民間の事業でやる場合には、政

府の保証を要求される御用意はないですか。

○國務大臣(迫水久常君) 当然そういう場合もあり得ると思ひますが、政府の保証がなければならぬかといふやうに逆に聞かれると、必ずしも絶対にやらないんだとは言えない。先ほどから申しているように、輸出入銀行のいわゆる担保よりももう少し幅広く考へる。その可能な限度においては最大の担保をとつていく。そういう意味です。

○岸田幸雄君 現実の問題として、たとえば低開発国の道路を作つたり、鉄道を造つたりといふような場合に、しかも、これが相手国の国の事業としてやるような場合は、これはまあ出資にしても融資にしても、償還の方法などが、相手国が償還することになるわけですね、国営事業でやる場合は、そういう場合はどういふふうになりますか。

○國務大臣(迫水久常君) まあ道路の建設のためにこの金を使うかどうかといふことも、これもよくわかりません。あるいはそういう場合を想定して、そうしたらそれは当然向こうの政府の問題でありましよう。しかし、たとえばビルマ国道路公団といふものがかりにあれば、それはそのときは相手は道路公団になるかもしれせん。そういうような場合には相当政府的な感じですから、政府の保証をとることも十分考へられることだと思ひます。

○岸田幸雄君 現実の問題として、これまたいろいろ考へられるのですが、たとえばプラント輸出の場合などですと、日本のプラント・メーカーが相手国の事業のプラントを作つて輸出す

る。そういう場合は、日本のメーカーが、この基金の保証があることを前提として相手国の注文を受けるというやうなことを想定されるのですか。つまり日本のメーカーからいふと、相手の事業者が、まあ国営であればその国の政府ですが、あるいは民間の会社あたり、いずれもまあ低開発国で、資金内容も充実していないといふ場合において、この基金からの融資があるとか、あれば、それはやつていけるが、それではなかつたらやめといふような場合が必ずあるのです。そういう場合にはどういふことになるのですか。

○國務大臣(迫水久常君) プラント輸出の場合になつてくると、輸出入銀行の範圍の問題の方が多量のじゃないかと思ひます。これは。

○岸田幸雄君 それと事業計画並びに資金計画を作成される、この事業計画書なり資金計画書なりといふものはごくばく然としたワケだけの計画書でやるのか、毎年度、たとえば次の年度においてはどういふ事業でどういふ程度のものか、金額的にどれだけの程度のものを出すといふことの計画書であるのか、その点どうですか。

○政府委員(中野正一君) 事業計画なり資金計画はそんなに、どういふ業種にどれだけの貸すといふようなこまかいものまでではない、大体のワケの程度といふことになっております。

○岸田幸雄君 了承しました。

○國務大臣(迫水久常君) ちよつと今の御質問ですね、大体これは基金の予算を立てるという意味だと思ひますから、その範圍はきわめてばく然としたもので、収入金幾ら、支出金幾らといふことでもないと思ひますね、そこ

○委員長（劔木亨弘君） 御異議ないと
認めます。

て、よくわかりませんけれども、大阪の某省の某局長が、もう予定されてお

その次にこの中身ですが、これを説
んでみると、輸出入銀行その他一般の

糸屋がわかれが通説で言ふところの第一
二会社、下請機関、こういうことに

轉出入銀行から一ノ耳名を刀おたけお
ばならぬというようなことは、今まで

の長い通産行政あるいは経済企画庁関係の法案にはなかったような気がするのです。今回特に出でてきておるその理由を、少し私ども理解のいくようにお示しを願いたい。

○国務大臣(迫水久常君) ずいぶん古い話を申し上げて恐縮なんですけれども、昭和九年から十年に、今の商工組合中央金庫というのができたことがありますが、そのときに、商工組合中央金庫というものと興業銀行というものととの間に、ちょうど今回と同じような業務上の関係がありまして、興業銀行にその仕事をやらせればいいんじゃないかという議論もずいぶんあったのですけれども、銀行という看板のもとでは、なかなかできないというふうなことから、商工組合中央金庫というものを設置しましたけれども、総裁以外には、重役を全部興業と兼任にした先例が今から二十何年前にあるのです。私はこれを見ましたときに、そういうふうな考え方だなあというように実は思ったのですが、その一つの大きな理由というのは、要するに経費の節減にあると思うのです。独立の重役を置かないで、あまり大きな仕事をするものではないから、これは、もうちょっと基金でもふえてきて、仕事に忙しくなれば、専任の重役を置くけれども、そうでない場合には、経費を節約するという意味から、こういうような格好にしたのじゃないか。それから窓口的な仕事というものを、これが特に設けなくても、輸出入銀行で海外のことをよく知っている人がいるのだから、それを兼用したらいいいじゃないか、こういうようなことから、こういう仕組みになっているの

じゃないかと思うのです。きわめて私は、非常に経費の節約その他からいって、適切な措置ではないかという感じがいたします。

○阿部竹松君 長官から大正初期の例をあげて説明されると、昭和ですとか、大正ですと、私は生まれた当時ですとか、反駁できませんので、ああそうすかと承るほかはないのですが、そうしますと、結局輸出入銀行から理事を一人設けなければならぬという法十一条は、兼任されるということになるわけですね。

○国務大臣(迫水久常君) 兼任して、それだけ月給が浮くわけですね。

○阿部竹松君 なるほど、りっぱなお心がまえですが、そうすると、輸出入銀行は一人余の人を使っておったということになる、そうでしょう。僕はまた、輸出入銀行理事が足らぬのだというのかと思つたら、余っているわけですね。急に機関がふえたからといって、倍仕事ができるわけではないのですから、能率倍上げるわけにゆかぬのですから、五十億のところに法人団体を作ると、経費が浮くからなんというもので、軽はずみな答弁か、真心こめての答弁か知りませんが、経費が浮くから兼任させるなんということは了承しかねるのです。

○国務大臣(迫水久常君) ごく乱暴な計算ですけれども、五十億の基金から出てくる基金というものは、かりに六分とすれば三億、それでもつて一切の経費をまかなうていかなければならぬわけですから、しかも、仕事というものは、その数の多い仕事ではなくて、従つて、重役さんをたくさん置いて、給料の高いのを、今度われわれ給

料も上がりますから、それに従つてこの連中の給料も高くなつてくるというわけ、そういうものを払つていく必要はないのじゃないか、それほどの仕事は、当面はなかり、もうちょっと基金なんが大きくなつて、本格的に仕事が始まつてきたときには、また別の構成でいい、こういう考え方です。

○阿部竹松君 それから、東南アジア地域を指定してあるわけですが、これはもちろん日本人にも該当するでしょうが、大体どこあたりが、具体的にまだおわかりにはならぬでしょうが、動き出さぬうちは、まだ詳細におきまなつておらぬと思いますが、大体、もしやるとすれば、やはり一つの目安が、おありになると思うのですが、どういふところに結局お仕事の対象を求められておるか、それを二、三の例でけつこうですか、そういうところでは、こうしてやりたいというふうな二、三でけつこうですが、例をあげて、こういう仕事をやりますということをお示し願えれば、お伺いしておきたいわけですね。

○政府委員(中野正一君) 東南アジアと特に例示をいたしましたのは、東南アジアは、日本と地理的に近いし、今後東南アジアの地域とは、十分お互いに連携をして、経済的にも発展していかなければならぬということで、特に東南アジア地域ということを示しをいたしました。「等」とございますので、それ以外も、もちろん低開発地域は入るわけでございます。

ム、インドネシア、ビルマ、インド、セイロン、パキスタン、こういうふうな地域が、一般的な東南アジアに入るというふうな解釈しております。特にそのうちで、どういうことが案件として出てきそうか、これはまた、基金が発足してみなければならぬわからませんが、一応役所の方で、こんなものが対象になるのじゃないだらうかというのを、資料といたしましてお手元にお配りしてございますので、ごらんいただきたいと思つていますが、まず第一として考えられるものは、ポルネオあたりの森林開発なんかは、前からいろいろ向こうも希望いたしておりましたし、こちらからも協力したいというふうな話が進んでおりました、それから水産資源の開発でございます、漁業関係の進出というふうなものも相当あるのじゃないか、それらのものは、いずれにしましても開発の主体が、中小企業であるというグループに入るのではないかと。それからその次のグループといたしまして、最近特にこれは例が多いようにございますが、インド、パキスタン、セイロン等におきまして、肥料の工場を作るとか、あるいは紙の工場を作るとかというふうな場合には、そのプラントをこちらから延べ払いで輸出するわけでございますが、向こう側では、御承知のように非常に外貨が不足しておりますので、延べ払いじゃなしに、投資に一部してくれと、全体のプラント輸出の代金の割であるとか二割であるとかというふうなもの、投資にしてももらいたいというふうな案件が相当出ております。

○委員長(鈴木幸三君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(鈴木幸三君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(中野正一君) そういう場合には、輸出入銀行の投資でありますという、輸出入銀行の対象になりにくいというふうなことから、基金の対象になる。

第三のグループといたしましては、低開発国の中小企業の開発でありますね、向こう側の中小企業の開発というもの、これもまあ中小企業について、日本が非常に技術的にも経営的にも特徴があるというところで、東南アジア方面では、非常に日本で指導してもらつて、向こうで中小企業を作りたいという希望があるようであります。そのほかにいろいろの石油関係その他のものがございまして、それからその次のグループといたしまして、ここにデモンストレーション・プラントと書いてございますが、非常にわかりにくいと思つて、これは工場を向こうで建てて見せて、そして向こうで売る。まあ工場の建て売りとも申しますか、これあたりも、インドあたりで、こういうふうな希望があるようでございます、こういうふうなことが、一応役所の方で考えた、ざつとした見積りでございます、これだけで、基金に対する期待額は百億くらいになるのではないかと、いろいろに考えております。

○阿部竹松君 今中野さんの御答弁の中にあったラオス、カンボジア、ああいうところは、きわめて政情が不安定で、ですから質問があつて、質疑応答があつたかもしれませんが、民間商社を相手にするわけですね、政府ばかり

じゃないでしょう。そうすると、民間商社の場合、そういう国々の裏付けは、政府保証になるかどうかということ、それに加えて、これは長期貸付ということになるのか、五年なら五年、あるいは三年なら三年、短期ということになるのか、今お仕事の内容を承てみますと、短期というわけにはいきまいというふうに考えますし、それからもう一つ重ねてお尋ねしておきたいのは、五十億なら五十億、これに毎年五十億と限定されても、これが八十億になり、百億になり、あるいは百五十億になるというふうに、資金をふやす、こういう計画を政府が持ちになつてゐるのかどうか、三点をお伺いいたします。

○政府委員(中野正一君) 資金につきましては、さしあたり五十億で発足いたしまして、来年度は、もう五十億これに追加出資をしたいということ、で、予算折衝をやつておるわけでありませう。

それから、その前に御質問の、融資する場合は、向こう側の政府の保証なり、あるいは、まあ普通は中央銀行の保証というように、が、実際問題としてはケースとしては多いのじゃないか。何かそういうような方法で、具体的に債権の確保ということについては十分に考えていきたい。

それから投資なんかの場合は、これも向こうとの間で、たとえば通商航海条約が締結されておりますとか、それから外資の保護の法律が向こうにありませうとか、こちらが付けていて、相当長期に金を貸かすわけでございますから、そういうものも権益の保全といふことについては、条約なりあるいは

向こうの法律というふうなものをよく見た上でやるということになると思ひます。

○阿部竹松君 次にお尋ねするわけですが、つまり五十億に決定しまして、結論は、別にお金で貸すわけではなく、鉄鋼とか肥料とか、あるいは技術提携でやるかもしれないが、ドルで貸し出すというのではないわけですね。五十億のワケ内で結局現品貸しですね。ドルに切りかえて、日本の手持ちドルの中からドルで出すというふうなことはないわけですね。

○政府委員(中野正一君) 貸し出す金の性質については、それは特別、法律に書いてございせんが、原則として、日本の金で出すということになつております。ただ、たとえば向こうの現地で仕事をいたします場合に、プラント類とか何とかというものは、こちらから延べ払い等が出ていきますから、その資金がつくわけでございますが、現地でいろいろ工事をやる労務費といひますか、建設の金が必要なるわけなんです。現地通貨が要するような場合には、こちらから消費物資なんかを持っていて、それに必要な金を基金が貸して、それを向こうで売り払つて、現地通貨を調達して、それを向こうの建設の費用に充てる、そういう意味の融資というものは、一応この基金の対象になり得るのじゃないかといふふうに考えておりますが、原則としては、日本の金で貸すということなんです。

○阿部竹松君 中野君がおっしゃった通り、それはここに書いてないのです、原則として、というお話ですが、それは何で規定するわけですか。ただ経済企画庁なら企画庁の、ただ

思想の一つとして、そういう貸し出しを行なうということですか。それとも何かあらためて規約か法文で、そういうものを作つてやるのか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(中野正一君) 二十二条に業務方法書というのがございまして、この業務方法書で、貸付の方法であるとか、利率とか、期限とか、それから元利金の回収方法というふうなことを大体詳細に規定することになつております。

これはもちろん基金ができてから、基金の方で、これは輸出銀行にも、業務方法書というものが相当詳細なものできております。それに準じたものを作るということになつておりますので、そういうところの中で規定することになります。

○阿部竹松君 続いてお尋ねするわけですが、それは、これによると、最後は長官の承認を求めなければならぬわけですが、当然これができれば、そういうものを作る、こういうことですね。

あなたの方で今それを作るとか、あるいは立案ができておるといふことではないのですか。

○政府委員(中野正一君) その通りでございます。

○阿部竹松君 それから、そうなつて参りますと、これはそれはど通産省と関係なくなるわけですが、今まで海外協力問題とか何とか、そういういろいろの各種事業について、一切通産省の関係であるわけですね、今まで、これはほかの問題ですが、外貨で金を貸すとか、どうするこうするといふ問題は、ところが、これだけばつんと経済

企画庁が担当して出てきた。ですからこれは僕には不思議なんです。これは今までの慣例でいくと、通産省が当然責任を負つてやった仕事なんですから、経済企画庁でやるのが当然かと思うけれども、中身を見ると、今までのこの問題は、通産省担当であつたのだが、どういふわけで、これが出てきたのですか。

○政府委員(中野正一君) 御承知のように、経済協力の問題というのは、非常に関係する省が多ございまして、経済外交というふうな問題、あるいは、みな外務省が窓口になつて、在外公館なり、それから外務省の主として経済局、これは経済協力部というものが外務省にございまして、そういうところが窓口になつて、経済外交の一環として関係してくる。それから輸出入銀行の所管は、これは通産省ではなくて、大蔵省の所管になつておるわけです。ですから、実際には輸出入銀行を通じてやるいろいろの仕事については、大蔵大臣が監督しておる。通産省の方はむしろ通商貿易、あるいは産業というふうな関係で、日本のそういう産業関係の人が向こうに進出するとか、投資するとかいふような場合には、通産省が窓口になつて、いろいろ世話をいたしましては、輸出入銀行は、大蔵大臣の所管になつてゐる、こういうふうなことで、非常に関係が広いものですか、結局経済企画庁がやるのはいいか、じゃないかといふことに話がつきまして、そういうことになつた。

従いまして当然これは外務省、大蔵

省、通産省には十分連絡をとつて、この基金の運用をやらなければならぬので、特に三十六条に、この規定によつて認可する、承認をする場合には、外務大臣と、大蔵大臣、通産大臣に協議をしなければならぬという規定を置きまして、そういうところの連絡を十分緊密にすることになつております。

○阿部竹松君 そこで、であるからさういふ申し上げた通り、私は輸出入銀行の代理会社か、請負会社か、下請会社じゃないかと質問をいたしましたところ、これはあなたは姉妹会社である、こういう御答弁であつたわけですが、従つてこの種のものは通産省でやつてきたのだから、通産省だと思ふのですけれども、輸出入銀行と密接不可分なものだから、それは大蔵省管轄になるのが当然であつて、いつのまにかあなたの方で、お役所というものは、仕事の奪ひ合いをやるものですか、経済企画庁が勢力が強くて取つたのかもしれない。つまり内閣というものは、各省をどうしなければならぬといふことを書いてありますね、官制で。あなたのところには、実質省になつておらない、経済企画庁というのは内閣の一部分で、どうもそのあたり、僕は理解できない、法律に照らして。

これは大臣にお尋ねするのが当然かと思ひますが、その点の中野さん、どうお考えですか。

○政府委員(中野正一君) 経済企画庁の所掌事務、経済協力につきましては、経済協力の基本的な政策を企画立案すると同時に、経済協力についての

銀行に事務の一部を委託するという
ことになっておりまして、この分け合
いもありまして、輸出入銀行の理事の
うちから一人兼任の人も来てもらうわ
けであります。なおそれ以外に貸付に
連いたしまして、利子も入ってくるわ
けでございます。そういうものの利
益金等を見まして、調査等には十分力
を入れて参りたい、かように考えてお
ります。

○阿部竹松君 輸出入銀行の方で仕事
をやっていたと云うことですが、
輸出入銀行で金を出すのは、こつちの
方の赤字にならぬという算術計算で
しょうから、そういう言わんとする意
味はわかるのですが、ヨーロッパなら
電報一本でも、あるいは電話でも信用
できる商社なり調査機関があるから、
これは問題ないわけですよ。アメリカ
も僕はそういうことは言えると思うの
ですが、東南アジアに関する限りはそ
ういうようにいかぬように私は承
知しているわけなんです。あなた方は
私どもよりなお精通しておられると思
うのですから、その点心配ないとお
っしゃれば、それを信用しますが、最前
申し上げました通り、三の項のこれか
ら開発事業をやるといふところに對し
てまで貸すわけですから、これは僕は
言うはやすいけれども、容易なこと
でできたらぬしろものだといふように
考えておるわけですが、そういう点の
御懸念はないわけですか。

○政府委員(中野正一君) 三の事項
は、開発事業の準備のための調査ある
いは試験的実施のために必要な金を貸
すことができないという規定でございま
すので、今御指摘がありましたように、
こゝろいうものに金を貸す場合には

審査なり、調査なりというものは十分
やってから慎重にやらなければいかぬ
と思つております。

○阿部竹松君 そうしますと、これも
二十二条の業務方法書というものを作
らなければ、大体どのくらいの人員構
成でできるというところはまだ詳細にお
わかりにならぬでしょうから、その点
は別として、あなたの方の考えで、大
体何人ぐらいあればやっていると云
うような構想でもおありになるかどう
か。

それともう一つは、ここに勤める人
は国家公務員になるわけですか、どう
なんでしょうか。

○政府委員(中野正一君) 今のとこ
ろ、また基金の陣容につきましては、先
ほど長官からも御説明がありましたよ
うに、役員等については一切まだ腹案
も何もございせん。ただ一応わ
れわれ、職員としては大体約四十名ぐ
らいは人員が要するのじゃないかとい
ふうな見当をつけております。それか
ら役員員につきますと、十九条をこ
らんいたしたいと思ひますが、刑法
その他の罰則の適用については、法令
により公務に従事する職員とみなす
といふことで、公務員に準じた扱いに
なるわけでありまして。

○阿部竹松君 準じた扱いですか……。

○政府委員(中野正一君) 準じたとい
うのはちよつと正確な言い方ではござ
いせん。「法令により公務に従事する職
員とみなす」といふことになっており
ます。公務員と同じ扱いになっており
ます。

○阿部竹松君 それからこれは当然国
会の決算委員会等にかかるのだらうと
思ふのですが、その点と、もう一つで

すね、基金がまあ出るなどということ
はないでしようが、そういう問題につ
いてはやはり国有財産処理法にかかる
わけですか、どういふふうになります
か。そこまで、ざつと書いてあるよう
ですが、小さいことは書いておらぬよ
うですがね。

○政府委員(中野正一君) これは当然
全額政府出資の特殊法人でございま
すので、会計検査院の検査を受けて決算
委員会に報告があるわけでございます。

○阿部竹松君 あとの方はどうです
か。基金その他が出た場合国有財産処
理法によるものか。それとも自動的に
経済企画庁長官が処理するものか、ど
うなんでしょうかということですが。

○政府委員(中野正一君) 第四章の二
十九条にございまして、基金に利
益が出た場合は繰り越された損失を埋
め、なお利益があれば積立金として整
理するといふことになっておりまし
て、輸出入銀行としては余剰金が出た
場合は国庫へ一定額以上のものは納付
するといふことになっておりますが、
この基金につきましては利益金は積み
立てておく。そしてまた損失があれ
ばその積立金のうちから損失をくずし
ていくといふような扱いになっており
ます。

○阿部竹松君 従つてこれは独立採算
制ですね。この問題に独立採算制とい
う表現が当てはまるかどうかから
ぬけれども、実質的にはわれわれが通
称いつてゐるような独立採算制の仕組
みになつてゐるわけですね、どうで
すか。

○政府委員(中野正一君) いわゆる独
立採算制を建前にやつていくといふこ
とになつております。

○阿部竹松君 赤字が出た場合は国家
の損失と、こゝろいうことですね。

○政府委員(中野正一君) 損失が出た
場合は、利益金を積み立てたものがあ
ればそれをまず減額して整理して、な
お不足があればこれは繰り越し欠損と
して整理する、こゝろいうことになつて
おります。

○阿部竹松君 中野さん、積立金があ
る場合、それは損失なんといふことに
ならぬわけですね。年度によつて赤字は
あるかもしれないが、積立金がある
限りはそこからにかく埋めていくと
か、それはもうそこで処理するとい
うことはわかるが、その場合を除いて赤
字が出る場合もあり得るから、そうす
ると、五十億の基金の中で処理するも
のか。基金に食い込むのですか。一億
円赤字出したから今度は四十九億円で
分には回すお考えか。五十億の基金は嚴
然と五十億おいて、これは一億の赤
字——これは例なんです、また政府
予備金とか、あるいは一般会計から繰
り入れるようにするものか。それをお
尋ねしてゐるのです。

○政府委員(中野正一君) 法律の規定
にもありますように、損失が出ますと
ば、これは繰り越し損失金として整理
する。結局ひらたく言えば、五十億に
食い込むという形になつていくわけ
です。それを国から損失金を別に埋め
るとか、そういう規定は法律にはござ
いせん。

○阿部竹松君 それからこの赤字です
か、まとめて書いておらぬようです
が、融資ですね、結局運営にあたつ
て、いきなり余剰金ができてきて、そ

れで運営するわけでないですから、融
資をしなければならぬわけでしょう。
最初第一カ月目から五十億の利子で、
四十人の人に給料払つて運営資金を出
してというわけにはいかぬでしょう
から、そうすると、その期間は何百万
円まで借りてよろしいなどということ
はないのですか。その点は心配ないわ
けですか。

○政府委員(中野正一君) この基金
は、全額政府の出資によつて、その出
資金を今おっしゃつたように開発事業
に貸しつける、原則として。また場合
によつては出資をする。こゝろいうこ
とになつておるわけでありまして。期間
はやはり相当長期にわたつていくのじ
やないか。輸出入銀行が今のところ大
体七年度が原則になつておるようであ
ります。それよりも先ほど例で御説明
いたしましたように、資源開発である
とか、そういうようなものが、相当対
象に入つてきますので、相当長期に
わたつて回収をするといふことになる
と思ひます。

○阿部竹松君 それに重ねてお尋ねす
るわけですが、たとえば今のうちに、そ
れを七年にするか十年にするかわかり
ませんが、二年や三年では、どういふ
不可能でしょうから、当然今中野さんが
おっしゃつたように、やはり長期でな
ければ効果が上がらないと思ふので
す。またそういうことを希望する人が
多いと思ふのですが、その場合、これ
は東南アジアの、その国の人もある
でしょうし、その政府も対象になる
かもしれませんが、日本の商社も対象
になるかどうかという点で、大体日本
と向こうと、どちらが多いのですか。
それとも日本でこれに申し込む場合、

たとえば八幡製鉄が、向こうから鉄鉱を持ってきた、こちらから鉄を入れるのだというのに借りる必要があるというところにも貸すわけですか。これは一例ですがね、たとえば三菱鉱業が、向こうから硫黄の原鉱を持ってきた、そのかわり船をやる、そういう場合に、やはりどうしても操作金が必要だというのが、この対象になるかならぬかです。その点はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) 今、最後に御指摘になりましたような例は、これは輸出入銀行の方で、設備の輸出あるいは原材料の輸入ということに関連した金融ということで、輸出入銀行で大体処理できると思いますので、この基金の対象にはならないというふうに考えております。

○阿部竹松君 ところが中野さん御承知の通り、大きな会社は、輸出入銀行が確かにやってくれるのです。しかし小さい商社は、資格があるとかないとかいって、なかなか時間がかかるし、輸出入銀行でやってくれないわけですね、中小企業は。ですからこれでいくと、輸出入銀行と同じ仕事をやっては悪いということはないのですし、小さい企業にまで、かゆいところにまで手が届くような方法でやれるものかどうか。それとも、一切やはり輸出入銀行ということになると、ちょっと僕は残念だと思ふのですがね。輸出入銀行でなかなかやってくれぬのです。これはあなた、御承知でしょう。

だから、そういうところで取りこぼしのあったところを拾い上げて、やっていただけかどうかというのを、今お尋ねしているわけです。

○政府委員(中野正一君) 今御指摘が

ありましたように、たとえば中小企業等が向こうに進出するというような場合は、これは担保力等からいいますと、なかなか非常に輸出入銀行の対象になりにくいというような場合もあるかと思いますが、そういうふうな場合は、本基金の対象になり得るというふうに考えております。

○阿部竹松君 私たちは、御趣旨は、これはけっこうなこと、反対してはるわけじゃないのですけれども、ただ、今まで仕事は違ふけれども、この種のお仕事を政府が幾つかやられて、そうして最後は、人件費どうにもこうにもならなくなつたということ、これを配しているわけですか。

これはわれわれ議員ですから、行政府じゃないのですから、ただりっぱなことは賛成してあげればよいということだけじゃないに、現実には、あまりそういう例を見ているものですか、将来どうなるかということ、心配のあまり、いろいろ尋ねたわけです。また資料も、今いたたいて、見ていない資料で、これから尋ねんとすること、わかる点もあると思ふので、明日、これを論議して討論、採決するように私も理事から承っておりますので、きょうは一応私、これで質問を打ち切らせていただきます。

○委員長(鈴木孝弘君) ほかにどなたか……。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木孝弘君) 速記を始めて下さい。

本案の質疑は、一時中断いたします。

○委員長(鈴木孝弘君) 次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず事務局より本案の内容について、説明を聴取いたします。

○政府委員(小山雄二君) 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について補足して御説明を申し上げます。

最近における貿易自由化の趨勢と所得増の要請とに対応して、わが国経済は均衡ある高度成長を達成することの必要性がひとしお強い段階にございます。このためには中小企業の体質改善施策を総合的にかつ強力に推進することが緊要であります。その施策の一環といたしまして、中小企業者の金利負担の軽減をはかるため、政府関係金融機関である中小企業金融公庫及び国民金融公庫の現行貸出金利年九分三厘を明年一月から三厘引き下げることとしたしておりますが、中小企業者を主とする団体の系統金融機関として、金融の円滑化を通じ中小企業の振興に重要な役割を果たしております。商工組合中央金庫におきましても、これに準じて貸出金利を明年一月から次の通り年平均三厘程度引き下げることとしております。すなわち、商工組合中央金庫の系統金融機関としての性格にかんがみ、組合貸しの金利引下げに重点を置くこととし、現行の約定最高利率短期日歩二銭六厘を組合貸しについては日歩一厘、構成員に対する直接貸しについては日歩五厘引き下げ、現行の長期一年以上二年未満年九分七厘、二年以上年九分九厘をそれぞれ組合貸しについては年三厘、構成員に対する直接貸しについては年二厘引き下げることとしたしました。

中小企業金融公庫及び国民金融公庫は、この程度の引下げは、その経理内容からみて自力によつて行ない得るのに對し、商工組合中央金庫の場合は、その引下げについて金庫自身の努力に期待するところであり、金庫の現状からみて、その最も有効な引き下げ手段として政府出資二十億円の増額を行なうこととしたわけであり、

なおこの出資二十億円の金利引き下げに資することとなるほか、商工組合中央金庫に対する旺盛な資金需要に對処するための政府の年末対策の一環となつて行なうわけでございます。

これによつて商工組合中央金庫の資本金は、政府出資五十七億、民間出資二十九億、合計六十六億となることとなりますが、今年度中にさらに民間出資四億円の増額を予定しておりますので、年度末の資本金の総額は九十億円となる見込みであります。

以上が、この法案の趣旨の補足説明でございます。

○委員長(鈴木孝弘君) なお質疑のある方は、御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木孝弘君) 速記を始めます。

法案の質疑は、都合により次回に譲ります。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

十二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、消費者物価値上り防止に関する請願(第一七四号)

一、九州電力料金値上げ反対に関する

る請願(第一九七号)(第一九八号)(第二四九号)

増額に関する請願(第二〇〇号)

第一七四号 昭和三十五年十二月十四日受理

消費者物価値上り防止に関する請願 請願者 福島県議會議長 鈴木寅之助

紹介議員 松平 勇雄君

最近における消費者物価の値上りは誠に憂うべきものがある。特に公正取引委員会においては、独占禁止法違反の疑いのある協定が少なくないとして、その実情調査を行なうとともに、違反行為の取締りに乗り出したと報ぜられており、政府においても経済閣僚懇談会において検討されていると聞くが、なおいつそう強力に推進する必要があるから、消費者物価の異常値上りを防止するため強力なる抑制策を樹立せられたいとの請願。

第一九七号 昭和三十五年十二月十四日受理

九州電力料金値上げ反対に関する請願 請願者 熊本県阿蘇郡一ノ宮町 議會議長 森本末彦外 六十六名

紹介議員 矢嶋 三義君

今回九州電力会社は、電源開発等に伴う設備資金の増高、資本費の高騰等の一方的理由によつて平均一七・五五パーセントの値上げを内容とする電気料金の改定を申請したが、今回の値上げ申請が認められると九州電力会社中最低の北陸電力会社の倍近くの高料金となり、全国一の高料金となつて、工場

誘致はもちろんのこと、農業の近代化、中小企業の合理化を阻害し、とくに家庭生活に及ぼす影響に至つてはきわめてじん大なものがある。さらに、電気事業の公益性から見ても一般消費者にしわよせするような値上げは不合理であり、絶対に容認できないもので、強く反対の意を表明するものである。このような不合理を是正するため、九州電力会社自体においても企業の合理化に努力することはもちろん、本質的には国家的公益事業である電気事業の特殊性からして政府の責任において、これが抜本的対策を樹立し、国民の生活安定を図るため、(一)地域差の廃止ができるような制度を政府の責任において確立すること、(二)借入金に対する政府からの利子補給を実施すること、(三)財政投融资のわくを拡大すること、(四)税制についての検討を行なうこと、(五)経営の合理化を図るための指導監督の強化を行なうこと等の実現を期せられたいとの請願。

第一九八号 昭和三十五年十二月十四日受理

九州電力料金値上げ反対に関する請願

請願者 熊本市桜町一五熊本県

自治会館内熊本県町村

議会内 平島一外七十

一名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二四九号 昭和三十五年十二月十五日受理

九州電力料金値上げ反対に関する請願

請願者 福岡市天神町一福岡県

議事事務局内九州各県
議会電気料金対策協議
会内 川口六平
紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇〇号 昭和三十五年十二月十四日受理

四国地方開発事業費国庫補助等増額に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 森永

富茂

紹介議員 堀本 宜実君

地域的偏在に伴う経済の低位性、後進性を打破して、これを全国的水準にまで引き上げようとして制定された四国地方開発促進法の主旨にのっとり、関係地方団体においてはそれぞれ事業計画を策定しているのであるが、愛媛県においては当面の事業計画達成のためには地方負担額が二十九億余円にのぼり、国庫依存財源は七割に近くとうていその負担に堪え得られない実情であるから、同法の一部を改定して、国庫補助率、負担率の引き上げを実現せられたいとの請願。

十二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十五日)

昭和三十五年十二月二十七日印刷

昭和三十五年十二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局